

検証意見書

SGS

2026年8月10日
意見書番号：SGS26/139

日本空港ビルディング株式会社
東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル
代表取締役社長
田中 一仁様

検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、日本空港ビルディング株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関するステートメント）について、検証基準（ISO14064-3:2019及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関するステートメントについて、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。GHG等に関するステートメントの作成及び公正な報告の責任は組織にある。

検証範囲

検証対象は、Scope 1、Scope 2 及び Scope 3 である。
対象期間は 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日である。
詳細な検証対象範囲は別紙参照。

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：株式会社櫻商会エアポートクリーンセンター及び東京国際空港ターミナル株式会社第3旅客ターミナルの現地検証及び証憑突合、本社でのその他検証対象範囲に対する分析的手続及び質問

判断基準は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 6.1）、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver. 2.8）、サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（Ver. 3.6）及び組織が定めた手順を用いた。

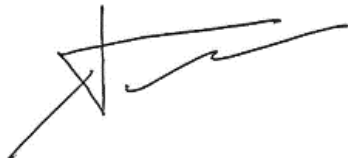
結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関するステートメントが、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパーク ノーススクエア I
ビジネス アシュアランス
認証・認定統括責任者

竹内 裕二



1 / 2

本書面は、SGSジャパン株式会社によってwww.sgs.com/terms_and_conditions.htmで参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点におけるまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関するSGSジャパン株式会社の責務は取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づくあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。

別紙

2026 年 8 月 10 日
意見書番号：SGS26/139

検証対象範囲の詳細

検証対象		検証範囲	GHG等に関するステートメント
1	Scope 1 (エネルギー起源CO ₂ 排出量及び 廃棄物の焼却に伴うGHG排出量)	連結対象範囲	16,661 t-CO ₂ e
2	Scope 2 (エネルギー起源 CO ₂ 排出量)	連結対象範囲	ロケーションベース: 101,416 t-CO ₂ マーケットベース: 106,342 t-CO ₂
3	Scope 3 (カテゴリー2)	連結対象範囲	136,209 t-CO ₂ e